



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 173 ●
住宅改修費の支給について

■ 住宅改修費の支給は、自宅でのより良い暮らしのための制度です

要介護（要支援）の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修を行うとき、改修費用（支給限度基準額20万円）の7～9割を支給します（自己負担1～3割）。

【例1】10万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは9万円が支給され、自己負担額は1万円となります。

【例2】25万円の改修を行った場合、自己負担1割のときは18万円（支給限度基準額の9割）が支給され、自己負担額は7万円（支給限度基準額の1割:2万円と支給限度基準額超過分:5万円）となります。

● 住宅改修費の支給対象となる改修

	工事の種類	内容の例
①	手すりの取り付け	・ 廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取り付け
②	段差（傾斜）の解消	・ 廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ・ 玄関から道路までの通路などの段差や傾斜の解消
③	床材や通路面の変更	・ 畳から板製床材、ビニール床材などへの変更 ・ 浴室床材を滑りにくい床材へ変更 ・ 通路面を滑りにくい舗装材へ変更
④	扉の取り替え	・ 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え ・ 扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
⑤	便器の取り替え	・ 和式便器を洋式便器へ取り替え
⑥	そのほか①～⑤の改修にともなって必要となる工事	・ 手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ・ 便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化への工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。※改修できる住宅は介護保険証の住所地に限られます。

● 住宅改修は「事前申請」が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費の支給対象となります。

● 一定の所得がある方の自己負担割合は2割または3割です

平成30年8月より一定の所得がある方について、介護サービス利用時の自己負担割合は2割または3割となっています。住宅改修も同様の負担割合となりますのでご注意ください。自己負担割合は、お手元の介護保険負担割合証（薄紫色・はがきサイズ）をご確認ください。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116